

- 二、各中隊、各年級の爲めに分配する埠頭若くは棧橋等
- 三、世話係教師の配置位置
- 四、使用すべき舢舨の状態及其搭載人員等
- 五、本船に昇降すべき梯段
- 六、船室の如何

等を巡視し不同意の點あらば同行しつゝある前述の諸官と協議し、何處迄も行軍隊に危険なからん様、注意周到なるを期す可し。

乗船順序は其乗船動作の容易なる年長者より開始するを可とす、何となれば最も困難なる年少者は其動作に經驗を得たる上に乗船せしめ得ると云ふ即ち經驗を作り得るを以てなり。

其他は鐵道輸送第二章第一條に記載せると同様なり。

二、監督教官(指揮官)等の業務 附舢舨乗卸の注意

中隊長、小隊長及年級監督教官は自己の擔任隊を引率して其指示せられたる通路よ

監督教官  
乗船時の  
業務

り入港し、

世話係委員等の指示に従ひ其中隊に配當せられたる埠頭又は棧橋に至り、此處に生徒を整列せしめ、舢舨に搭載し得る少限に近き數づゝ其生徒隊に分つべし。

行軍隊は軍隊等と異り對敵動作をなしつゝ急速に上船せしむることは不必要にして、夫れより生徒及團員の身上に危険を來たさざる様沈着し、順序正しく懇切に乗船の動作をなさしむ可し。

從て其搭載人員の如きも決して多からしむること勿れ。

又萬一の時を顧慮して指揮官は勿論、總指揮官及準備委員は棧橋の附近及び本船昇降口附近に急救船を一二隻配置し、水練の達人を控え置かしむるを可とす。

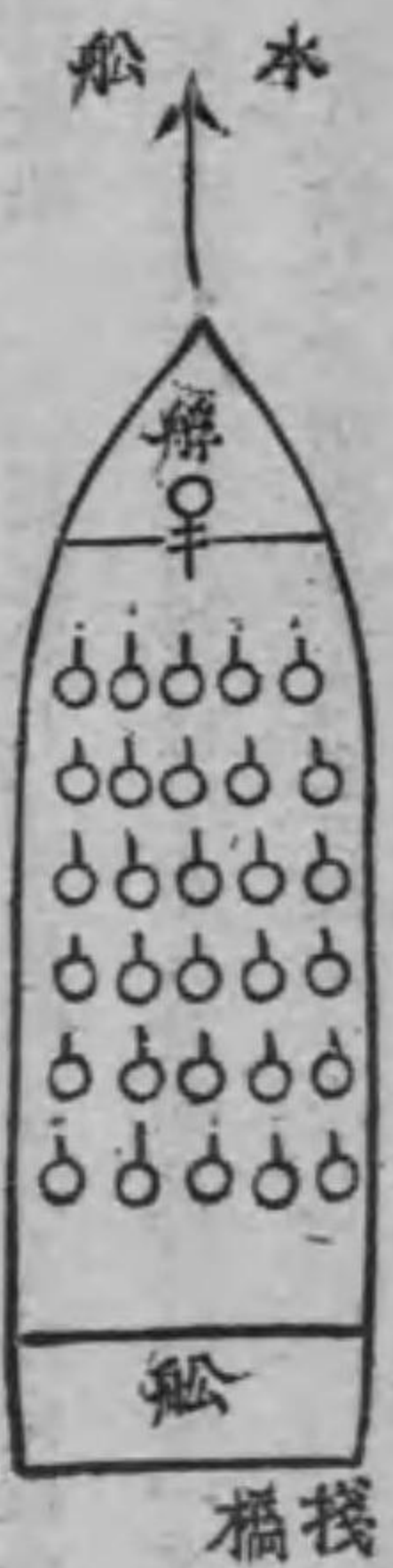
舢舨より生徒を載卸及び往復には、常に教師又は幹部一名舢舨監督たらしめ責任を以て乗船中の危険なき様責任を以て操作すべし。

舢舨中にありては決して生徒をして喧嘩の動作をなさしむ可からず。

舢舨乗卸  
の注意

舢舨の一侧に多數の生徒を偏載することなく平均に即ち

第九十七圖



第九十七圖の如く生徒及團員を數列となし、悉く舢舨の進行方向即ち本船方向に面せしめ、可成座せしむるか、折敷せしむるか、蹲踞せしむるか等をなさしめて動搖せしむべからず。

又本船に上らんとするも舢舨一侧等より上らしむることなく、最前列より乗船せしめ殘部の生徒及團員も亦常に舢舨の平均を保たしむる如く配置することを勉む可し。

又少年生徒の如きは珍らしきことあらば此れを觀んとして舢舨の一侧に寄らんとするものなるを以て、監督教師は此邊に充分注意するを要す。

次に軍隊の搭載容量に就ては武装兵卒一人につき三噸の割合なり。

乗船時生徒及團員の心得

故に生徒及團員其年齢の如何により或は約一噸となり、或は約二噸附近とならん。

三、生徒及團員の心得

生徒及團員は右の件々に注意し、危険なき様各自豫防すべし。

- 一、中・小隊長又は監督教師の引率により乗船港に向はんとするや、其途中の行軍に落伍せざる様即ち自己の隊を離れざる様注意すべし。
- 二、船量の恐あるべしと思ふ生徒は、之れを豫防する寶丹、清心丹等の清涼藥、氣付け藥を準備するも可なり。
- 三、集合場にありては靜肅にして其後列たらんものはよく前列兵に重り教師の人員検査を容易ならしむべし。
- 四、舢舨に乗船又は本船に乗り移る時等、海中に武器裝具等落失せざる様注意すべし。
- 五、都て船に乗下りする際、決して先きを争ふことなく、順序に靜肅に教師の指導に従て動作すべし。

- 六、艇船内にありては教師の示す方向に面して座し、折敷け、又は蹲居し、決して動揺すべからず。
- 七、船内にありては決して一方に偏する様のことあるべからず、之れ覆船の原因となるものなればなり。
- 八、危険ありと見ば、直ちに監督教師に語を以て報告すべし。
- 九、艇船にある際例令へ波濤高く自己の身邊に海水飛散するも、決して動揺して列中を噪かし又は艇船の平均を失はしむること勿れ。
- 十、本船に移らば自己の場席を占領して、先づ武器装具等即ち自己身邊の整頓をなす可し。

其整頓の一例は執銃せば銃と劔とを座側に置き、背囊又は外套等之を結束して枕に充て、装具類は一纏となして枕邊に置くべし。

其他常に監督教師は勿論年長者並に船長船員等の指示を遵守すべし。

### 第三章 乗船中及途中上陸

#### 一、總指揮官の業務

乗船中總指揮官は幹部生徒全隊をして乗船中の心得を嚴重に服行せしむべし、之れか爲め船内に於て一人の監督將校並に當番教師を割出し彼れをして始終巡察せしむべし。

又醫官をして船暈者の處置を研究せしめ、可成輕減せしむる様心掛くべし。

又總指揮官乗船數日に亘るときは船長と協議し、甲板上に一の運動場を定め、毎日少なくも一回歩行運動即ち成る可く軍歌等を用ひて爲さしむるを要す、之れが爲めには其場處の廣狹と人員の多少とに従ひ之を數班に區分し、時間を定め順序に運動せしむ、然る時は此船室の空虛なる機會を利用して之れを清掃せしむべき利益ありとす。

途中某港に到着し上陸せしむる時は、充分上陸時の心得上陸中の注意、歸船の時間

に遅れざること等、告示したる後上陸せしむべし。  
又生徒及團員をして上陸せしめたる時は、歸船二三十分前に喇叭等を吹奏せしめ生徒に合圖をなす可し。

然れども長時間の停船にあらざれば、可成途中上陸を許さざるを可とす。

殊に小學生徒の如き年少の生徒に於ては尙更なり。

總指揮官も時々船内生徒の状態を巡視すべし。

其他は鐵道輸送第二章一と概ね同様なり。

### 二、監督教官(指揮官)等の業務

乗船中指揮官は時々自己の隊を巡察し、注意を與へ船量に苦めるものを看護し、又は同僚をして看護せしむ可し。

小學校生徒の如く年少生徒にありては、各幹部は生徒と同居し談話し注意し船量者を看護すべし。

### 三、生徒及團員の心得

乗船中一般に服膺すべき要件

生徒團員は乗船中右記乗船中の心得を遵守服行すべし。

船中にて一般に服膺すべき要件

一、寸燐等の發火器を携帯せざること

二、喫煙、飲食、盥嗽等は必ず指定の場所と時間とに於てし、又船内を汚穢ならしめざること

三、清水の使用を節約すること

四、船橋或は前樓に上り舵室機關室及庖厨に入り、又羅針盤の一周圍及階梯の近傍に佇立す可からず。

五、私に燈火を點し、又は所定の燈火を他に持ち行くべからず

其他生徒及團員は幹部の諸注意を嚴守するは勿論、船長船員の指示に従ひ船員等の動作を妨害せず。

常に火災及不清潔な様全力を盡して注意することを要す。

左に清水使用量を參考として記さん

一日一人

二升五合

各兵飲用水は

水筒に二杯(約一升五合)

各兵盥嗽水は

一合

右は連日乗船しある兵卒一人の量なるを以て短時間乗船しある行軍隊等にありては右量以下なることを知る可し。  
兎に角船中にあるものは清水を得ること困難にして之れを鄭重に取扱ふものなることを心掛くべし。

予海軍將校に聞く海軍にありては下士卒學術並に品行等の成績良好なるものには、慰勞として清水何合と切符を與ふる由、然るときは下士卒は早速其名譽なる清水にて洗濯に取りかゝるものなりと。如何に其清水の貴重なるか知るべきなり。

#### 第四章 上陸時の處置

上陸時指揮官の處置

##### 一、指揮官の業務

上陸點の陸地見えたる時又は適當なる時期に於て總指揮官又は中隊長等は各生徒及團員に上陸すべき旨を傳達するものとす。

此處に於て各室長各小隊長等は各生徒及團員をして服裝裝具を準へしめ號令一下直ちに下車し得る如く所要の準備を爲さしむ。

船舶上陸地に投錨する前輸送指揮官は必要なる命令を與へて上陸準備を爲さしむ可し。

此際生徒及團員は往々陸地を見んとして或は甲板上に上り、或は船窓等に集まり來るものなるを以て、充分之れを制して猥りに其位置を去ることを禁すべし。

船舶既に上陸地に投錨せば、總指揮官は可成速に其の會社長又は船主及び前に差遣しある上陸準備委員たる教師と會見し、其の上陸の順序方法開始の時刻等を規定し、投錨後直ちに所要の職員及使役者を上陸せしめ集合場の選定宿營の設備其他陸上に於ける諸準備を爲さしむ可し。

上陸の順序は通常乗船と反對に行ふものとす。

上陸の開始は早くも陸上準備整頓したる後に於てす、是れ陸上の準備未だ整頓せざるに先きだちて上陸を開始するも結局に於て却つて遅緩となるべければなり、而して一旦之れを始むれば成る可く滯滞なく短時間に之れを畢ることを努むべし。

總指揮官は上陸の準備整ひたるの報告を受くるや、

中隊長又は監督教官等を集合上陸に關する命令を與ふ。

其方法は乗船の際と略ぼ同様なり。

要は只上陸せんとして一氣に急を喜び、狼狽して危険を醸出せざる様注意するを肝要とす。

各中隊長又は監督教師は自己の擔任團隊上陸せば總指揮官より前に指示されたる集合場に向ひ引率し、決して棧橋又は埠頭に久しく駐止し、後續隊の上陸を妨害せざることに注意すべし。

總指揮官は生徒隊上陸を始むるや、之れを監督すると同時に爾後の處置即ち其地に

上陸時  
生徒及團員  
の心得

宿營すべきや。

更に行軍(徒歩)を爲すべきやにつき準備計畫するを要す。

二、生徒及團員の心得

- 一、生徒は上陸を珍となし喜びの余り狼狽して危険事なき様各自注意すること
- 二、上陸時も乗船途中の注意事項と大差なし
- 三、充分解船の乗降等に注意を要す
- 四、武器裝具等船内に忘失せざることに注意すべし
- 五、各指揮官は勿論、船員の指示に従ひ靜肅に行動すべし



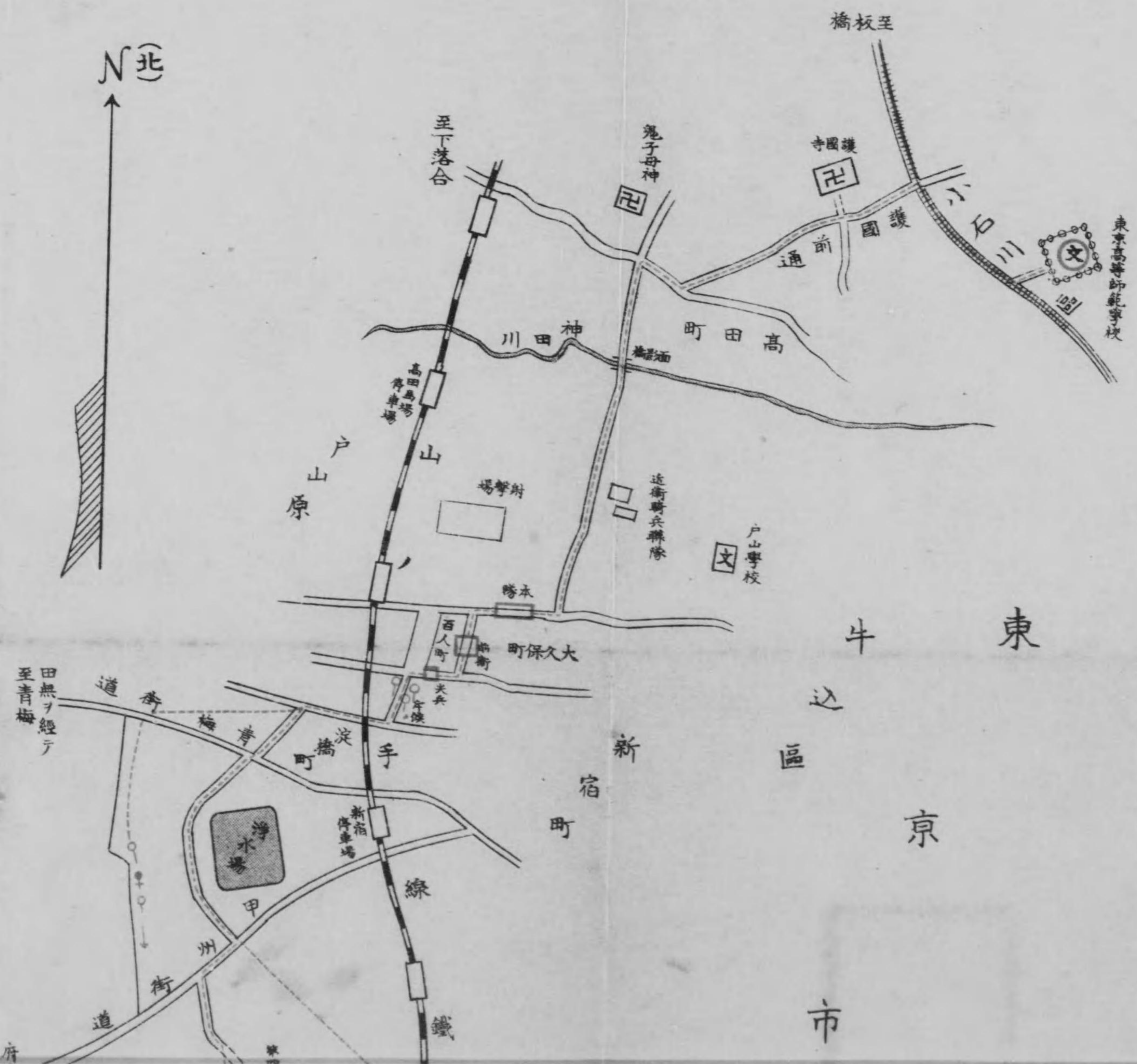
少年團  
學校  
青年團  
兵式教練及野外演習  
終

兵式教練及野外演習

五七六

東京高等師範學校生徒隊野外演習要圖

附圖



東京  
區  
市





大正六年七月  
廿九日印刷  
大正六年七月  
廿九日發行



著者

河原橋彌

發行者

大橋新太郎

印刷者

高橋季吉

印刷所

博文館印刷所

發行所

東京市日本橋區本町三丁目  
振替貯金口座東京二四〇番

博文館

少年團  
青年團  
兵式教練及野外演習... 奧附

東京市日本橋區本町三丁目八番地

東京市小石川區久堅町百〇八番地

東京市小石川區久堅町百〇八番地

# 學 校 教 育

京都市帝國大學教授

小西重直君著 文學博士

好評第三十版

## 教育界に於ける世界最新の智識

本書は著者が歐米留學中に研究せる最新の智識によりて、本邦教育界の缺陷を補はんと企てたるものにして、心理上及教育上の事項に關する豊富なる實驗的材料により、極めて實際的に論述し、健全なる國家的教育理想の下に筋肉運動主義の新教風を建設し、以て堅實勤勉剛壯有爲の國民を養成せんことを努む。初等といはず高等といはず、苟くも普通教育に於ける世界最新の智識を求むるもの、教育上の實際的改善を望むもの、社會風教の改良に志すもの、必讀すべき大著なり。

全一冊  
 菊判洋裝上製四百九十頁  
 正價壹圓五拾錢 十包料 十二錢  
 東京 博文館  
 本町

田中義一閣下著 陸軍中將

## 社會的國民教育

一名『青年義勇團』

田中中將の自序に曰く『予が曩に歐米を巡視した際に、最も痛切に感じた事の  
 一は、各國が殆んど申合せた様に、青年の社會的教育に努力せる事であつた。彼の英國の少年斥候隊を初めとし、獨、露、佛、米、其他の諸國が、盛んに青年の教育に熱中しつゝあるの一事は、特に予が注目を禁じ能はざる所であつた。言ふ迄もなく國家興隆の第一要素は人である。國家百年の長計を思ふ者が、先づ將來國家の運命を背負つて立つべき青年の教育に向つて力を注ぐといふことは、素より當然の順序であらねばならぬ、然るに續つて我國の現狀を顧みるに、この大切な青年の社會的教育といふことが、案外にも等閑に附せられてゐるかの觀がある。青年に對する社會的教育事業の發達を圖るのは、現下の一大急務であると信ずる、曩に予は二三地方有志の希望に依り、上司の許可を得て青年教育に關する卑見を口演した事がある。本書はこれが要旨を摘録したもので大體の趣旨は盡した積りである。微々たる小冊子、幸に青年教育に對して多少にても資する所があるならば、本懐の至りである』云々

全一冊 四六判洋裝美本  
 紙數約百五十頁  
 定價金三十錢  
 郵稅四錢

博文館發行

文學士  
久保良英君著

### 參考心理學

菊判洋裝美本紙數五二〇頁  
正一圓四十錢 十小包 十二錢

文學士  
宇井伯壽君著

### 參考論理學

菊判洋裝美本紙數五二〇頁  
正一圓四十錢 十小包 十二錢

(四)

第一編 緒論—心理學の定義と對照、任務と位置、研究法、心とは何ぞや、心と身體、神經系統意識の根本機能、心的傾向  
第二編 知—感覺と知覺、感覺の起源、屬性、痛覺と温度感覺、觸覺、視覚、聽覚、味覚、嗅覚、表象、表象の形成、聯合、聯合の過程、統覺、統覺の過程、想像、想像と時間、時間と空間、因果律と存在、思維と認知、數、時間と空間、事物と實體、關係、關係の過程、關係の過程  
第三編 感情—感情の性質、表出、情緒の分類、個人的、家族的、愛國心、道徳的、宗教的、美的、知的、氣質、情と知  
第四編 意—意志の性質、運動の種類、衝動と本能、熱情と希望、執意、人格と個性、意志の自由、自己意識と自我意識、品性  
第五編 餘論—睡眠と夢、人格轉換と催眠、幻覺と錯覺、言語障礙、精神病、兒童の心、附録六項、索引

論理學は凡ての學術研究に入る準備として缺くべからざる學科なるを以て、苟も科學的研究に指を染めむとする士は必らず一度此關門を通過せざる可らず。本書は物理學の一斑を紹介し更に進んで深く根本的研究に入るの道を開けるもの、殊に東洋倫理學即ち印度に於ける因明を説いて西洋倫理學より見て其特色を明にし、兩々相對して彼我の長所短所を摘抉し互に相補ふべきものあるを明にせり、讀者若し本書に依らば學術研究の準備を得ると共に東洋論理學の智識をも併せ得べし。

●●● 町本 館文博 京東 ●●●

### 教育原理

東京外國語學校教授  
尺 秀三郎君譯

### 最新教育學

文學士  
中村 寅松君編

### 教育學

文學士  
熊谷 五郎君編

### 東洋西洋教育史

文學士  
中野禮四郎君著

### 兒童心理學

文學士  
松本幸次郎君著

### 近世心理學

文學士  
德谷豐之助君編

菊判洋裝各三〇頁製本二種  
各五錢 十小包 十二錢  
各六錢 十小包 十二錢

(五)

町本 館文博 京東

小學校教科書に表はれたる**法制經濟の教授**

全一册菊判洋裝頗美本  
索引附、紙數三三〇頁  
**定價金九十錢**  
郵 稅 金 八 錢

**目次概要**

一 國民の公務	七	皇位	十五	公務	廿三	保險	三
二 家類	九	臣民	十六	國交	廿四	產業	四
三 親類	十一	地方團體	十七	貿易	廿五	道徳と法律	四
四 國體の精華	十二	親家	十八	自治の精神	廿六	外	四
五 國憲國法	十三	權利義務	十九	帝國議會	廿七	銀行	三
六 國憲國法	十四	租稅	廿一	會社	廿八	生絲の取引	三
						國家の豫算	三
						人	三

法學士 田口彌一君著

名譽職とは名譽ある職の義だ。官廳とは役所の事だといふ風の推測的解釋を下して兒童を謬り引いて世を謬る小學教員が少くない！斯くの如きは其の教員の攻學不充分なるに基くは言ふ迄もないが、法律經濟の研究の困難なるに基く所もあれば多少同情を寄せねばならぬ、本書の成る、全く此の誤謬を排除せんが爲めに、各教材に就いて懇切なる説明を與へ、教員諸君の此研究に長時間を費す事なからしめん事を期せり、若し夫れ本書を顧みずして法制經濟の教授に誤謬をなすことあらば何等同情の寄すべきなく、世は誠を敲いて大いに其教員を責めねばならぬ。

東京 博文館 本町

276
211

276

211



終

